

平成 23 年 6 月 1 日以降に告示又は指名通知したものから適用

行田市水道事業発注の競争入札における「失格基準価格」・「最低制限価格」の算出式等の一部改正について

行田市水道事業では、行田市発注の競争入札における「失格基準価格」、「最低制限価格」の算出式等の一部改正にあわせ、これまでの入札実績を踏まえ、見直しを行いました。

1.一般競争入札における「調査基準価格」・「失格基準価格」の算定について

建設工事の一般競争入札で設定します。

調査基準価格算出式

通常 of 建設工事

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \times 1.11 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \times 1.11 + \text{一般管理費} \times 0.3 + \text{機器費等} \times 0.95$$

失格基準価格算出式

通常 of 建設工事

$$\text{直接工事費} \times 0.95 \times (A) + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \times 1.11$$

【機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事】

$$\text{直接工事費} \times 0.95 \times (A) + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \times 1.11 + \text{機器費等} \times 0.75$$

・(A)の業種別係数は水道事業発注の管工事にあつては **1.00** とし、その他の業種においては行田市発注の競争入札に準ずるものとします。

・算出された価格が設計額の 67%を下回る場合は、67%を下限とした額とします。

2.指名競争入札における「最低制限価格」の算定について

建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務委託の指名競争入札で設定します。

最低制限価格算出式

建設工事

通常の建設工事

$$\text{直接工事費} \times 0.95 \times (A) + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \times 1.11$$

機械器具設置工事等の機器費を直接工事費に含まない建設工事

$$\text{直接工事費} \times 0.95 \times (A) + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \times 1.11 + \text{機器費等} \times 0.75$$

・(A)の業種別係数は水道事業発注の管工事にあつては **1.00** とし、その他の業種においては行田市発注の競争入札に準ずるものとします。

・算出された価格が設計額の 67%を下回る場合は、67%を下限とした額とします。

建設工事に係る設計・調査・測量業務委託

【土木系コンサルタント】

・建設コンサルタント

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} + \text{諸経費} \times 0.32$$

・測量業務

$$\text{直接測量費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \times 0.32$$

・地質調査業務

$$\text{直接測量費} + \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{諸経費} \times 0.32 + \text{解析等調査業務費}$$

【補償関係コンサルタント】

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} + \text{諸経費} \times 0.32$$

【建築関係コンサルタント】

直接人件費＋諸経費×**0.32**＋技術料等経費＋特別経費

算出された価格が設計額の67%を下回る場合は、67%を下限とした額とする。